

現 状

○処方箋を電子的に作成・交付・保存することは現行法では認められていない。^{※1}

→e-文書法^{※2}に基づく、厚生労働省令に処方箋を定めれば、電子的な作成・交付・保存は可能となる。

【関連条文】

医師法第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。

薬剤師法第27条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方せんを、調剤済みとなった日から三年間、保存しなければならない。

※1 医師等から紙媒体で交付された処方箋を薬局でスキャナにより電子化して保存されるものについては既に認められている。

※2 e-文書法とは、本来は作成・交付・保存等を書面により行わなければならないものを電子的に行うことを可能とするものであり、省令に定める文書等について、電子的に作成・交付・保存等が認められるもの

○処方箋の電子化については、これまでIT戦略や規制・制度改革の中で、実現に向けた検討が要請されている。

報告書の概要

○処方箋の電子化(処方箋を電子的に作成・交付・保存すること＝ペーパーレス化)が可能となるよう、2, 3年後を目途に省令改正を行う。

○処方箋の電子化に伴う問題点(多重使用等)を回避する方策について実証事業により確認を行う。

今後の実証事業により確認すべき事項

○薬局のフリーアクセスを保証するためのASP[※]が持つべき機能

○多重使用を回避するための手順等を定めたルール等

※ASPとは、Application Service Providerの略で、ソフトウェアをインターネットを介して使用できるようにするサービス事業者のこと

実施地域における留意事項

省令改正の際には、以下の事項を留意事項として施行通知等で明らかにする。

- 電子化を開始する圏域(二次医療圏単位等)内の医療機関・薬局の体制整備が網羅的であること。
- 記名押印として電子署名が必要となり、受信者はこれを検証できなければならないため、電子化を行う地域においてはHPKIが普及されていること。
- 患者の求めやシステム等の障害時を想定し、紙による交付にも対応できるようにしておくこと。